

「山陽小野田市 地域通貨」事業の概要について

1 目的

市が発行する地域通貨を流通させることにより、市内における社会貢献活動を支援するとともに、本市経済の活性化を図ることを目的とする。

2 交付対象者

平成27年度は、山陽小野田市の介護支援ボランティア（いきいき介護サポーター）事業におけるボランティア登録者を対象とする。

3 登録事業者

小野田商工会議所、山陽商工会議所、小野田民主商工会の会員のうち、登録申請した事業所

※地域通貨を使用して買い物などをする人に対して、加盟店のお店が分かるようにチラシ、ホームページで周知するとともに、加盟店にステッカーを貼ってもらい、地域通貨が使えるお店であることを周知する。

4 発行する通貨

発行する地域通貨は、次のとおりとする。

- ・ 名称（単位）： n（ねたろう）
- ・ 地域通貨の発行形式：紙幣発行形式
- ・ 紙幣の有効期限は発行日より6か月とする。表面に発行日、有効期限を記入する。
※地域通貨を現金と交換することはできない。（買い物時のつり銭はでない）

※換算レート 1 n（ねたろう）＝ 1円

※発行券種類 1,000n（1,000円）

500n（500円）

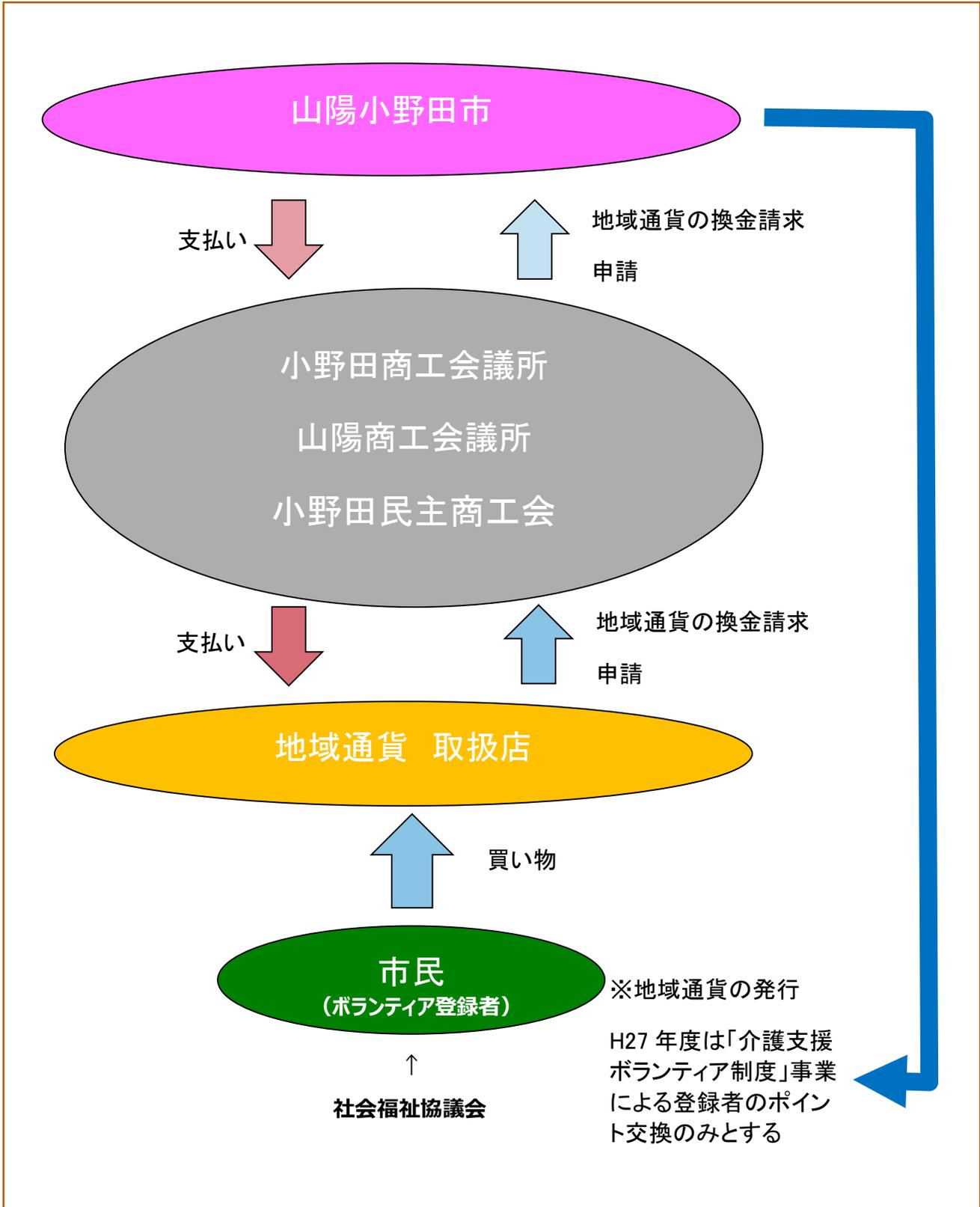
100n（100円）の3種類

【偽造防止策】①蛍光インク（ホログラム等）を使用

②通し番号を記載する。

③発行日及び有効期限を記載する。

○地域通貨の流れ





ねたろう通貨

1,000n

発行：山陽小野田市

印

有効期間： 年 月 日まで



ねたろう通貨

500n

発行：山陽小野田市

印

有効期間： 年 月 日まで



ねたろう通貨

100n

発行：山陽小野田市

印

有効期間： 年 月 日まで